

セキュリティ基盤環境構築業務、ソフトウェア賃借業務 及び運用保守業務に係る入札説明会

次 第

日 時：令和3年9月17日（金）
午後2時～
※ZOOMによるWEB会議方式

1 開 会

2 説明事項

- （1）入札及び契約手続について
- （2）「セキュリティ基盤環境構築業務、ソフトウェア賃借業務及び運用保守業務に係る
企画提案書作成のための仕様書」について
- （3）質問・回答について
- （4）質疑

入 札 説 明 書

特定役務の調達に係る入札公告(令和3年9月7日付け京都府公報。以下「公告」という。)に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和3年9月7日
- 2 契約担当者 京都府知事 西脇 隆俊
- 3 担当部局 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府政策企画部情報政策課
電話番号 (075)414-5961
- 4 入札に付する事項
 - (1) 業務の名称及び数量
セキュリティ基盤環境構築業務、ソフトウェア賃借業務及び運用保守業務 一式
 - (2) 業務の仕様等
別添「セキュリティ基盤環境構築業務、ソフトウェア賃借業務及び運用保守業務に係る業務仕様書(以下「業務仕様書」という。)」のとおり
 - (3) 履行期間
 - ア 環境構築業務
契約締結日から令和3年12月31日まで
 - イ ソフトウェア賃借業務及び運用保守業務
令和4年1月1日から令和8年12月31日まで
 - (4) 納入場所
業務仕様書に指示する場所
- 5 入札に参加する者に必要な資格
入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和3年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示(令和3年京都府告示第1号)に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されている者であること。
大分類「情報システム開発等」―小分類「システム分析・開発」
 - (3) 入札説明書において指定する提案書を提出した者であること。
 - (4) 審査基準日(確認申請書の提出期間の属する年の9月1日をいう。)において、直前2営業年度以上の営業実績を有する者であること。
 - (5) サーバ機器の賃借業務の実績を有する者であること。
 - (6) 6で定める一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

6 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、確認申請書（別紙様式1）及び提案書（以下「確認申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

令和3年9月7日（火）から令和3年10月8日（金）までの間

なお、上記期間以外においても確認申請書を受け付けるものとするが、この場合には入札参加資格の確認がこの公告に係る入札に間に合わないことがある。

(2) 提出場所

京都府政策企画部情報政策課（京都府庁第1号館5階）

(3) 提出方法

ア 持参の場合

提出期間中（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に提出すること。

イ 郵送の場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(4) 提案書

提案書作成要領により作成されたものであること。

(5) 契約保証金にかかる要件確認資料

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第159条第2項第3号に該当し、契約保証金の免除を希望する者にあたっては、納入実績調書

（別紙様式2）に、過去2年間に国、地方公共団体、特殊法人、認可法人、独立行政法人、国立大学法人、地方公社、地方独立行政法人又は公立大学法人と直接締結した契約において、業務仕様書で示した機器と同種及び同規模以上の賃貸実績を5件程度記入すること。

(6) 確認通知

提出期間内に受け付けた確認申請書については、令和3年10月14日（木）までに一般競争入札参加資格確認結果通知書（以下「確認結果通知書」という。）を郵便により通知する。

(7) その他

ア 確認申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 5の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号 (075)414-5429

ファクシミリ番号 (075)414-5450

(イ) 原則として京都府ホームページ (<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.htm>)

1) よりダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和3年9月21日（火）午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に

合わないことがある。

7 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時 令和3年10月19日（火）午前11時
- イ 場所 京都府庁旧本館 特別参与室

(2) 入札方法

- ア 入札書（別紙様式3）は持参又は郵送するものとし、電送による入札は認めない。
- イ 代理人が入札する場合は、委任状（別紙様式4）を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしておかななくてはならない。
- ウ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「セキュリティ基盤環境構築業務、ソフトウェア賃借業務及び運用保守業務に係る入札書在中」と朱書し、封筒の開口部を封印すること。
なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。
- エ 資格審査の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。
- オ 入札回数は2回までとする。ただし、郵送による入札の参加があった場合において、当該郵送による入札者又は代理人が開札に立ち会わなかった場合にあっては、再度入札は別途期日を定めて行うものとする。
- カ 一般競争入札参加資格審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。
- キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

(3) 郵送による入札方法

- ア 受領期限 令和3年10月18日（月）
- イ 提出先 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町
京都府政策企画部情報政策課（京都府庁第1号館5階）
- ウ その他
 - (ア) 郵便の種類は、書留郵便とする。
 - (イ) 封筒は、二重封筒とし、中封筒に入札書のみを入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、封筒表に「10月19日開札（セキュリティ基盤環境構築業務、ソフトウェア賃借業務及び運用保守業務）入札書在中」と朱書するとともに一般競争入札参加資格審査結果通知書又はその写しを同封し、京都府政策企画部情報政策課あての親展とする。
 - (ウ) 入札書を代理人名で提出するときは、表封筒に委任状を同封する。ただし、当該代理人が開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。

- (4) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかななければならない。
なお、入札書の入札金額については訂正できない。

- (5) 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

- (6) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(7) 入札者は、入札説明書並びに仕様書、契約書案及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に係る職員（以下「関係職員」という。）に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(8) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(9) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に係る職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(10) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、郵便入札により再度入札書を送付したものを除き、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(11) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書若しくは提案書を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札書の受領期限までに到着しない入札

エ 委任状を持参しない代理人による入札

オ 記名押印を欠く入札

カ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱又は不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札

キ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札

ク 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の入札

ケ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

コ その他入札に関する条件に違反した入札

(12) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行なった者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

- 8 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- 9 入札保証金
免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。
- 10 契約保証金
落札者は、契約金額のうち導入業務委託分及び運用保守業務委託分の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が确实と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、又は支払保証をした小切手並びに銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。ただし、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- 11 契約書の作成の要否
要する。（別紙契約書案により作成するものとする。）
- 12 その他
- (1) 1から11までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
 - (2) 当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結せず、又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。
 - (3) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。
 - (4) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。
 - (5) 開札の前後にかかわらず、入札参加者が一者のみの場合は、入札を中止することがある。

別紙様式 1

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 3 年 月 日

京都府知事 様

所在地

商号又は名称

代表者の職・氏名

印

令和 3 年 9 月 7 日に入札公告のありましたセキュリティ基盤環境構築業務、ソフトウェア貸借業務及び運用保守業務に係る一般競争入札に参加する資格について、別添提案書を添えて申請します。

提案書等作成責任者名

氏名

電話番号() —

契約保証金に係る要件確認資料（納入実績調書）

商号又は名称

項目	案件番号	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5
契約名称等	契約件名					
	発注機関					
	納入場所					
	契約金額					
	契約期間					
物品の概要等	機器名称・台数等					

※留意事項

- 1 過去2年間に国、地方公共団体、特殊法人、認可法人、独立行政法人、国立大学法人、国立大学法人、地方公社、地方独立行政法人又は公立大学法人と直接締結した契約において、本契約に係る業務と同種及び同規模以上の納入実績を5件程度記入すること。
- 2 納入実績に係る契約書の写し及び仕様書等（業務の概要が記載されているもの。コピー可）を案件ごとに添付すること。
- 3 記入欄のサイズは、適宜変更して差し支えない。

再 入 札 書

¥										
内 訳	業 務 名	規 格	品 質	仕 様	呼 称	数	量	単 価	金 額	摘 要
	セキユリテイトウエア賃借業 務及び運用保守業務		セキユリテイ基盤環境構築 に係る業務仕様書による							セキユリテイ基盤環境構築業 務、ソフトウェア賃借業及び運用保守業務に
納入＝ (引渡) ＝期限		契約日以降で京都府が指示する日				納入＝ (引渡) ＝場所		業務仕様書に示す場所		
入札条件を承諾のうえ、上記のとおり入札します。										
令和 3 年 月 日										
京 都 府 知 事 様 住 所 氏 名										
印 印 印										

$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$

納入(引渡)期限	契約日以降で京都府が指示する日	納入(引渡)場所	業務仕様書に示す場所
----------	-----------------	----------	------------

社会及び代表者を押印する。

行政印

◎代表取締役社長から支社長・支店長に委任されている例
業課長に委任されていない。(支社長等の名前は記入しない。)

住氏 所名 京都市上京区〇〇町△△1-1
株式会社 取締役社長 京都太郎
代表取締役社長 営業課長 行政二一郎

行政印

夫○○○

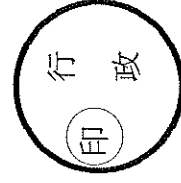
業 務 名	規 格	品 質	仕 様	呼 称	数 量	単 価	金 額	摘 要
内 訳	セキユリテイ基盤環境構築業務、ソフトウェア賃借業務、ソフトウェア運用保守業務							
納入（引渡）期限	契約日以降で京都府が指示する日					納入（引渡）場所	業務仕様書に示す場所	

入札条件を承諾のうえ、上記のとおり入札します。

令和3年10月19日

住所 京都市上京区〇〇町△△1-1

株代代理
式表理
会取人
社締営
社役業
き社部
よ長長
うと京行
都政
郎太一郎



別紙様式3 (例3) 代表者が支店長に委任し、さらに支店長が入札参加者に委任している場合

入 札 書

¥○○,○○○,○○○-										
内 記	業 務 名	規 格	品 質	仕 様	呼 称	数	量	単 価	金 額	摘 要
	セキユリテイ基盤環境構築 業務、ソフトウェア賃借業 務及び運用保守業務									セキユリテイ基盤環境構築業務、ソフトウェア賃借業務及び運用保守業務に係る業務仕様書による
納入＝(引渡)＝期限		契約日以降で京都府が指示する日				納入＝(引渡)＝場所		業務仕様書に示す場所		
入札条件を承諾のうえ、上記のとおり入札します。										
令和3年10月19日										
京 都 府 知 事 様				住 所 京都市上京区〇〇町△△1-1				氏 名 株式会社きょうとう行政 代表取締役営業課長 都政太郎		
								印 行政 印		

※支店長の氏名の記入は省略する。

入札書封筒作成例

1 直接提出する場合（入札説明書 7 (2) ウ参照）

- ・入札書を直接提出する場合は、封筒に入れ密封し、下図のように記入封印してください。

（表）

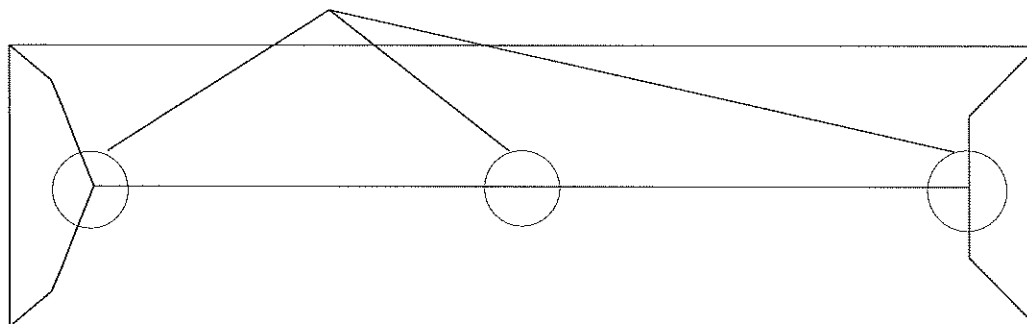
朱書

京都府知事 様

セキュリティ基盤環境構築業務、ソフトウェア賃借業務及び運用保守業務
入札書在中

〇〇〇〇〇株式会社

（裏） 三か所に入札者印（代理人の場合は代理人の印）で封印する。



2 郵送提出の場合（入札説明書16(3)ウ参照）

- ・ 郵送で入札書を提出する場合は、中封筒（入札書を入れる封筒）及び表封筒（中封筒等を入れる封筒）を下図にしたがって作成してください。

※ なお、郵送による場合の入札書の受領期限は、平成27年11月19日（木）であることに注意してください。

(中封筒)
(表)

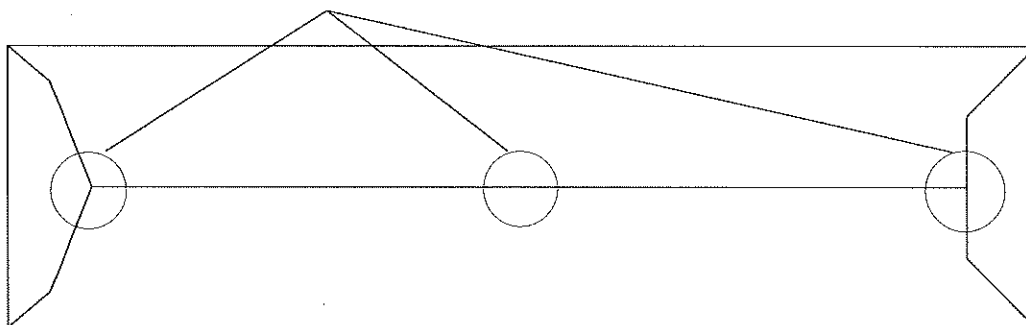
京都府知事 様

セキュリティ基盤機器賃借及び運用保守業務入札書在中

〇〇〇〇〇株式会社

朱書

(裏) 三か所に入札者印（代理人の場合は代理人の印）で封印する。



(再入札書在中の中封筒：再度入札を希望する場合) 朱書
(表)

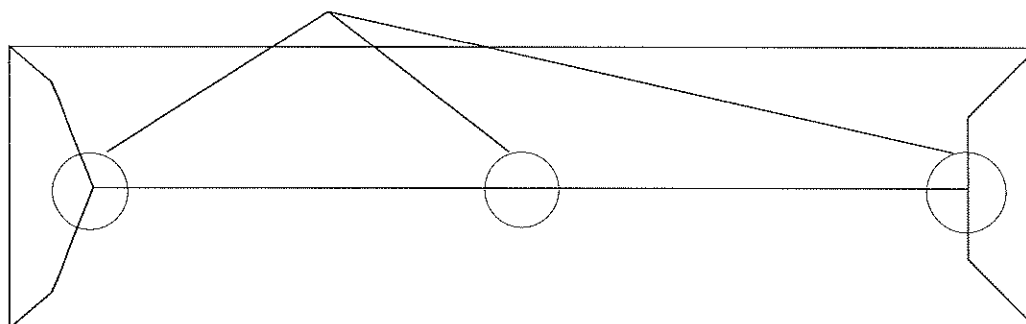
京都府知事 様

11月20日開札（セキュリティ基盤機器賃借及び運用保守業務）再入札書在中

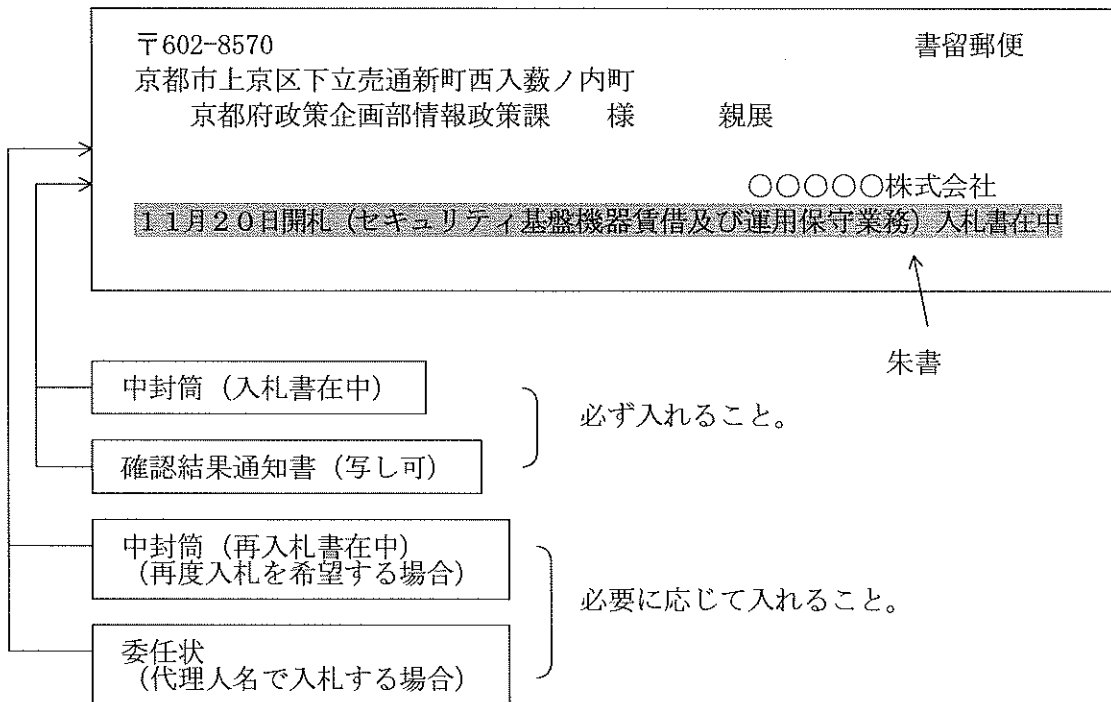
〇〇〇〇〇株式会社

朱書

(裏) 3か所に入札者印（代理人の場合は代理人の印）で封印する。



(表封筒)



委 任 状

商号又は名称 _____

私は、受任者職・氏名 _____

〔 代理人
印 鑑 〕 を代理
人と定め、府が行うセキュリティ基盤環境構築業務、ソフトウェア賃借業務及び
運用保守業務の調達に係る下記の権限を委任します。

記

委 任 事 項

- 1 セキュリティ基盤環境構築業務、ソフトウェア賃借業務及び運用保守業務の入札に関する権限
- 2 契約の締結、その変更及び解除に関する権限
- 3 契約保証金の納付及び受領に関する権限
- 4 契約金額の支払の請求及び受領に関する権限
- 5 セキュリティ基盤環境構築業務、ソフトウェア賃借業務及び運用保守業務の入札に関して復代理人を選任する権限

委 任 期 間

令和 年 月 日から
令和 8 年 12 月 31 日まで

令和 年 月 日

京 都 府 知 事 様

住所又は所在地

ふ り が な
商 号 又 は 名 称

ふ り が な
委任者の職・氏名

印

印

委 任 状

商号又は名称
私は、受任者職・氏名 { 代理人
印 鑑 } を代理
人と定め、府が調達を行う業務に係る下記の権限を委任します。

記

委 任 事 項 セキュリティ基盤環境構築業務、ソフトウェア賃借業務及び運
用保守業務に係る入札及び見積に関する一切の権限

令和 年 月 日

京 都 府 知 事 様

住所又は所在地

ふ り が な
商 号 又 は 名 称

ふ り が な
委 任 者 の 職 ・ 氏 名



(入札参加者が代表取締役役に代わって入札書を記入する場合)

代 表 取 締 役

↓ 委任状が必要

支 社 長、支 店 長 等

↓ 委任状が必要

入 札 参 加 者

※入札、契約の締結等に関する権限の委任
別紙様式 3

委 任 状

商号又は名称 株式会社きょうと京都支店 代理人 支店
私は、受任者職・氏名 支店長 京都一郎 (印 鑑 長印) を代理人と定め、府が行うセキュリティ基盤環境構築業務、ソフトウェア賃借業務及び運用保守業務の調達に係る下記の権限を委任します。

記

委 任 事 項

- 1 セキュリティ基盤環境構築業務、ソフトウェア賃借業務及び運用保守業務の入札に関する権限
- 2 契約の締結、その変更及び解除に関する権限
- 3 契約保証金の納付及び受領に関する権限
- 4 契約金額の支払の請求及び受領に関する権限
- 5 セキュリティ基盤環境構築業務、ソフトウェア賃借業務及び運用保守業務の入札に関して復代理人を選任する権限

委 任 期 間

令和 3 年 9 月 20 日から
平成 8 年 12 月 31 日まで

・ 委任状作成日を記入。
・ 支店長からの委任状よりも前の日付となる。

令和 3 年 9 月 20 日

京 都 府 知 事 様

住所又は所在地 京都市上京区〇〇町△△1-1

ふ り が な

商号又は名称 株式会社 きょうと

ふ り が な

委任者の職・氏名 代表取締役社長 京都 太郎



<注> 「一般競争入札参加資格審査申請書」等の提出時に同時に提出すること。
当委任状の受任者が、契約書における乙となる。

※入札及び見積に関する権限の委任（代表取締役社長→営業部長）
別紙様式 4

委 任 状

商号又は名称 株式会社 きょうと
私は、受任者職・氏名 営業部長 行政一郎 （代理人
印 鑑 ） を代理人と定め、府が調達を行う業務に係る下記の権限を委任します。

記

委 任 事 項 セキュリティ基盤環境構築業務、ソフトウェア賃借業務及び運用保守業務に係る入札及び見積に関する一切の権限

令和 3 年 1 0 月 1 9 日

京 都 府 知 事 様

住所又は所在地 京都市上京区〇〇町△△1－1

ふ り が な
商 号 又 は 名 称 株式会社 きょうと

ふ り が な
委任者の職・氏名 代表取締役社長 きょうと たろう 社
印  者代
 印表

<注>入札日に持参すること。

※入札及び見積に関する権限の委任（支店長→営業課長）
別紙様式 4

委 任 状

商号又は名称 株式会社 きょうと
私は、受任者職・氏名 営業課長 行政二郎  を代理人と定め、府が調達を行う業務に係る下記の権限を委任します。

記

委任事項 セキュリティ基盤環境構築業務、ソフトウェア賃借業務及び運用保守業務に係る入札及び見積に関する一切の権限

令和 3 年 1 0 月 1 9 日

京 都 府 知 事 様

住所又は所在地 京都市中京区〇〇町△△2-1

ふ り が な
商号又は名称 株式会社 きょうと きょうととしてん 京都支店

ふ り が な
委任者の職・氏名 支店長 きょうと いちろう 京都 一郎  

＜注＞支店長から入札代理人へ委任する場合には、その前提として、2 ページ目の委任状があることが条件となる。

セキュリティ基盤環境構築業務、ソフトウェア賃借 及び運用保守業務に係る契約書

収入

印紙

京都府を甲とし、〇〇〇〇〇〇〇を乙として、甲乙両当事者は、次のとおりセキュリティ基盤環境構築業務、ソフトウェア賃借及び運用保守業務に係る契約を締結する。

第1章 契約要項

(契約要項)

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

(1) 契約の対象

セキュリティ基盤環境構築業務、ソフトウェア賃借及び運用保守業務 一式

(2) 契約金額

ア セキュリティ基盤環境構築業務委託料

委託料 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

イ セキュリティ基盤ソフトウェア賃借料

賃借料全体額 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

賃借料月額については、別紙1のとおりとする。

賃借期間に1月末満の端数があるときは、賃借料は、日割計算により算出した額とする。

第14条に定める賃貸借期間において、法令の改正、経済情勢の著しい変動その他やむを得ない理由により、賃借料を改定する必要があるときは、甲乙協議してその額を定めるものとする。

ウ セキュリティ基盤運用保守委託料

委託料全体額 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

ただし、各会計年度における委託料の支払額は、次のとおりとする。

令和3年度 円

令和4年度 円

令和5年度 円

令和6年度 円

令和7年度 円

令和8年度 円

(3) 契約保証金 契約金額のうち導入業務委託分及び運用保守業務委託分の100分の10以上
(規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は免除と記載する)

(4) 遅延利息及び遅延賠償金の計算に用いる利率 年2.5パーセント

(契約保証金)

第1条の2 甲は、前条第3号の契約保証金を第12条第1項及び第31条第1項の遅延賠償金並びに第36条第1項の違約金に充当することができる。

2 甲は、第9条及び第28条の検査終了後、乙の請求に基づき速やかに契約保証金を返還しなければならない。

(※京都府会計規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は本条削除)

第2章 セキュリティ基盤環境構築業務委託

(委託期間)

第2条 セキュリティ基盤環境構築業務（以下「委託業務」という。）の委託期間は、令和3年 月 日から令和3年12月31日までとする。

(業務の処理方法)

第3条 乙は、別添の業務仕様書により委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、前項の業務仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

(推進体制)

第4条 甲及び乙は、本契約後速やかに、業務の履行のための連絡、確認を行う主任担当者及びその他の推進体制を定め、それぞれ相手方に書面で通知するものとする。

2 甲及び乙は、業務に関する相手方からの要請、指示等の受理、相手方への依頼等を行う場合、前項で定めたそれぞれの主任担当者を通じてのみ行うものとする。

3 甲及び乙は、第1項により定めた主任担当者等の変更がある場合には、直ちに相手方に対して、書面をもって通知するものとする。

(乙の一般義務)

第5条 乙は、委託業務の実施のために甲から借り受けた技術資料、業務資料等及び甲保有のシステム等の開発設備、開発環境、各種資料その他甲の管理物（以下「提供資料等」という。）を利用する場合には、善良な管理者の注意をもってそれらを利用するものとする。

2 乙は、甲から借り受けた提供資料等を、利用目的以外の用途に利用し、又は、甲の承諾なくして受託者以外の者に提供してはならない。

3 乙は、甲から借り受けた提供資料等を、当該資料の利用目的の終了後速やかに甲に返却するものとする。

4 乙は、委託業務に従事する乙の従業員について、労働法規その他関係法令に基づく雇用主としての一切の義務を負うものとする。

(処理状況の調査等)

第6条 甲は、必要があると認めるときは、いつでも委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

(委託業務の内容の変更)

第7条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部若しくは一部を変更し、又は業務を一時停止させることができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(成果物に関する権利)

第8条 乙は、委託業務の成果物に関する一切の権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利を含む。）を、無償で甲に譲渡するものとする。ただし、委託業務の成果物のうちプログラムの構成部品であるルーチン、関数、モジュール、型等（以下「プログラム構成部品」という。）で、乙が従来より権利を有していたものについては、乙に留保されるものとする。この場合において、乙は甲に対し、当該プログラム構成部品について、甲が使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2 乙は、成果物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利）を行使しないものとする。

(業務完了報告及び検査)

第9条 乙は、委託業務を完了したときは、直ちに甲に業務完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内又は令和4年3月31日のいずれか早い日までに業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

(委託料の支払)

第10条 乙は、前条の検査に合格したときは、甲に対して書面をもって委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に委託料を支払わなければならない。

- 3 甲は、約定期間内に委託料を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、第1条第4号の利率を乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 4 前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

（検査の遅延）

第11条 甲が第9条第2項の検査期間内に検査を行わない場合は、その期間を経過した日から検査を行った日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとし、甲は、その超える日数に応じ前条第3項及び第4項の例により計算した金額を乙に支払うものとする。

（履行遅滞）

- 第12条 乙は、第2条の期間内に業務を完了できないときは、その期間を経過した日の翌日から業務を完了する日までの日数に応じ、第1条第2号アの委託料に対し第1条第4号の利率を乗じて計算した遅延賠償金を甲に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- 2 前項の遅延賠償金の端数処理の計算方法については、第10条第4項の規定を準用する。ただし、同項中「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」とあるのは、「京都府延滞金等の徴収に関する条例（平成23年京都府条例第29号）」と読み替えるものとし、前項の日数には、検査に要した日数を算入しない。

第3章 セキュリティ基盤ソフトウェア賃借

（賃借物件）

第13条 乙は、甲に対し、セキュリティ基盤ソフトウェア（以下「賃借物件」という。）として別紙2に掲げる物件の賃借を行うものとする。

（賃借期間及び設置場所）

第14条 賃借の期間は、令和4年1月1日から令和8年12月31日までとする。

- 2 設置場所は、京都市内データセンターとする。

（賃借料の支払）

第15条 乙は、各月分の賃借料の支払を翌月以降において甲に対して書面をもって請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求書を受理した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に賃借料を支払わなければならない。
- 3 甲は、前項の期間内に賃借料を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、第1条第4号の利率を乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払いをしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 4 前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

（追加又は取替え）

第16条 賃借物件の追加、取替え及び改造の必要が生じた場合は、甲乙双方で協議のうえ、定めるものとする。

（善管義務）

第17条 甲は、賃借物件の据付け場所を善良な管理者の注意をもって常に良好な環境に整備しなければならない。

- 2 甲の責めに帰すべき理由によって機械が損害を受け、又はこれに損傷を与えたときは、乙は甲に対しその賠償を請求することができる。
- 3 甲は、乙の賃借物件を他人の権利の目的物とすることはできない。

（立入権）

第18条 乙は、その関係者を賃借物件の納入、据付け、調整、修理等のために機械の据付け場所に立ち入らせることができる。この場合において、その関係者は、必ずその身分を証明する証票を携行しなければならない。

(賃借物件の保守)

第19条 乙は別添の業務仕様書に基づき賃借物件の保守を実施するものとする。

(賃借物件の返還)

第20条 甲は賃借期間が満了したとき、又はこの契約が解除されたときは賃借物件を乙に返還するものとする。ただし、乙は賃借期間が満了した場合に限り、甲が指定するソフトウェアに関する所有権を無償で甲に譲渡するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲が賃借物件を返還しようとするときは、賃借物件のハードウェアのうちハードディスク、SSD等の記憶装置（以下「記憶装置」という。）について、物理的又は磁気的な破壊若しくはデータ消去ソフトにより記憶装置の全ての情報を消去し、復元不可能な状態にする措置（以下「抹消措置」という。）を行い、職員の確認を受けた上で引き取るものとする。なお、抹消措置及び引取に要する費用は乙の負担とする。

3 乙は、前項の規定により賃借物件の抹消措置を完了したときは、直ちに抹消措置を実施した日時、場所、担当者の氏名、確認を受けた職員の氏名、記憶装置のシリアル番号、抹消措置前後の画像を含む抹消措置内容を記録した報告書を甲に提出しなければならない。

第4章 セキュリティ基盤運用保守委託

(委託期間)

第21条 セキュリティ基盤運用保守委託（以下「運用保守業務」という。）の委託期間は、令和4年1月1日から令和8年12月31日までとする。

(業務の処理方法)

第22条 乙は、別添の業務仕様書により運用保守業務を処理しなければならない。

2 乙は、前項の業務仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

(推進体制)

第23条 甲及び乙は、本契約後速やかに、業務の履行のための連絡、確認を行う主任担当者及びその他の推進体制を定め、それぞれ相手方に書面で通知するものとする。

2 甲及び乙は、業務に関する相手方からの要請、指示等の受理、相手方への依頼等を行う場合、前項で定めたそれぞれの主任担当者を通じてのみ行うものとする。

3 甲及び乙は、第1項により定めた主任担当者等の変更がある場合には、直ちに相手方に対して、書面をもって通知するものとする。

(乙の一般義務)

第24条 乙は、運用保守業務の実施のために甲から借り受けた技術資料、業務資料等及び甲保有のシステム等の開発設備、開発環境、各種資料その他甲の管理物（以下「提供資料等」という。）を利用する場合には、善良な管理者の注意をもってそれらを利用するものとする。

2 乙は、甲から借り受けた提供資料等を、当該資料の利用目的の終了後速やかに甲に返却するものとする。

3 乙は、運用保守業務に従事する乙の従業員について、労働法規その他関係法令に基づく雇用主としての一切の義務を負うものとする。

(処理状況の調査等)

第25条 甲は、必要があると認めるときは、いつでも運用保守業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

(運用保守業務の内容の変更)

第26条 甲は、この契約締結後の事情により、運用保守業務の内容の全部若しくは一部を変更し、又は業務を一時停止させることができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(成果物に関する権利)

第27条 乙は、運用保守業務の成果物に関する一切の権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利を含む。）を、無償で甲に譲渡するものとする。ただし、運用保守業務の成果物のうちプログラムの構成部品であるルーチン、関数、モジュール、型等（以下「プログラム構成部品」という。）で、乙が従来より権利を有していたものについては、乙に留保されるものとする。この場合において、乙は甲に対し、当該プログラム構成部品について、甲が使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

- 2 乙は、成果物に関する著作権者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利）を行使しないものとする。

（業務完了報告及び検査）

第28条 乙は、各会計年度ごとに、運用保守業務を完了したときは、直ちに甲に業務完了報告書を提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内又は各会計年度の3月31日のいずれか早い日までに業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。
- 3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

（委託料の支払）

第29条 乙は、前条の検査に合格したときは、甲に対して書面をもって委託料の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求書を受領した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に委託料を支払わなければならない。
- 3 甲は、約定期間内に委託料を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、第1条第4号の利率を乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、天災地変等やむを得ない事由により約定期間内に支払をすることができないときは、当該事由の継続する期間は約定期間に算入しないものとする。
- 4 前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

（検査の遅延）

第30条 甲が第28条第2項の検査期間内に検査を行わない場合は、その期間を経過した日から検査を行った日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとして、甲は、その超える日数に応じ前条第3項及び第4項の例により計算した金額を乙に支払うものとする。

（履行遅滞）

第31条 乙は、各会計年度の末日までに当該会計年度の業務を完了できない場合には、その期間を経過した日の翌日から業務を完了する日までの日数に応じ、第1条第2号ウの当該年度の委託料に対し、第1条第4号の利率を乗じて計算した遅延賠償金を甲に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、契約期間の最終会計年度の業務については、「各会計年度の末日」を「契約期間の末日」と読み替えて適用するものとする。
- 3 前2項の場合において、端数処理の計算方法については、第29条第4項の規定を準用する。ただし、同項中「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」とあるのは、「京都府延滞金等の徴収に関する条例（平成23年京都府条例第29号）」と読み替える。
- 4 前項の日数には、検査に要した日数は、これを算入しない。

第5章 一般事項

（契約の解除）

第32条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約を履行する見込がないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙が正当な理由なくして通常考えられる契約履行のための着手時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 乙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、

暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 第7条又は第26条の規定による委託業務の内容の全部又は一部の変更のため、委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 甲が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。

(談合等による解除)

第33条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の規定による排除措置命令、第62条第1項の規定による納付命令又は第64条第1項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。

(2) 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(3) 前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(特定調達契約に係る契約の解除等)

第34条 甲は、業務が満了するまでの間は、第32条第1項及び前条の規定によるほか、必要があるときは、契約の履行を停止し、または契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(予算削減に係る契約の解除等)

第35条 甲は、翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、乙に支払うべき賃借料若しくは委託料が減額され、又は削除されたときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより、乙に損害を与えたときは、乙は、当該損害の賠償を請求することができる。

(違約金)

第36条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、セキュリティ基盤環境構築業務委託料、セキュリティ基盤ソフトウェア賃借料及びセキュリティ基盤運用保守委託料（ただし、業務が完了している部分を除く）の合計額の10分の1を違約金として甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。ただし、この契約の目的及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるとき（第2項の規定により第2号に該当するときとみなされるときを除く。）は、この限りでない。

(1) 第32条第1項の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するときとみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、第32条第2項の規定によりこの契約が解除されたときは、セキュリティ基盤環境構築業務委託料、

セキュリティ基盤ソフトウェア賃借料及びセキュリティ基盤運用保守委託料（ただし、業務が完了している部分を除く）の合計額の10分の1を違約金として乙の指定する期日までに乙に支払うものとする。

（損害賠償）

第37条 乙は、その責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（損害賠償の予定）

第37条の2 乙は、第33条各号のいずれかに該当するときは、委託業務の完了若しくは賃借物件の賃貸借期間の満了の前後を問わず、又は甲がこの契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、セキュリティ基盤環境構築業務委託料、セキュリティ基盤ソフトウェア賃借料及びセキュリティ基盤運用保守委託料の全体額の10分の2に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

（期限の利益の喪失）

第37条の3 第36条第1項各号のいずれかに該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

（相殺予約）

第37条の4 この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

（権利の譲渡等）

第38条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第39条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、乙は、当該第三者に対してこの契約に定める乙の義務と同等の義務を課すとともに、当該委託に基づく当該第三者の行為の一切について、甲に対し責任を負うものとする。

（秘密の保持）

第40条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第41条 乙は、委託業務における個人情報の取扱いに係る京都府個人情報保護条例（平成8年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第10条第1項に規定する必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の規定により必要な措置を講じるに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することがないようにすること。
- (2) この契約による事務に関して知ることができた個人情報を、他に漏らさないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- (3) この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うこと。
- (4) この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾を得ずに複製し、若しくは複製し、又は第三者に提供しないこと。
- (5) この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止に関する措置を講じること。
- (6) 甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理しないこと。ただし、甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理する必要がある場合において、あらかじめ当該事務を処理する場所における個人情報の安全確保の措置の内容を甲に届け出て、甲の承諾を得たときは、この限りでない。
- (7) この契約による事務の処理その他この契約の履行に関し、個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、滅失及び毀損を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬するこ

と。

- (8) この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された全ての資料等は、当該契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すこと。ただし、甲が別に方法を指示したときは、当該方法によること。
- (9) この契約による事務に従事している者に対し、当該事務に従事している期間のほか、当該事務に従事しなくなった後の期間においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は条例により罰則が適用されることがあること等、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、個人情報の適正な管理の徹底が図られるよう、必要かつ適切な監督を行うこと。
- (10) 甲が、この契約による乙の個人情報の取扱いの状況について調査の必要があると認めて、乙に対して必要な報告又は実地調査の受入れを求めたときは、その求めの内容に従うこと。
- (11) 甲が、この契約による乙の個人情報の取扱いが不適当と認めて、乙に対して必要な指示を行ったときは、その指示の内容に従うこと。
- (12) 前各号に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うこと。

(関係法令の遵守)

第42条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、労働契約法(平成19年法律第128号)その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(監査)

第43条 甲及び乙は、京都府情報セキュリティ対策基準で定める管理水準を確保するために必要があると認めるときは、乙に対し、定期的又は随時に監査を行うことができる。

2 乙は、前項の監査に協力し、及び必要な情報を提供しなければならない。

(協議)

第44条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年 月 日

甲 京 都 府
知 事 西 脇 隆 俊

乙

別紙 1

年度		機器賃借 (税別)	(消費税及び 地方消費税)	計
3	令和4年1月			
	令和4年2月			
	令和4年3月			
	小計			
4	令和4年4月			
	令和4年5月			
	令和4年6月			
	令和4年7月			
	令和4年8月			
	令和4年9月			
	令和4年10月			
	令和4年11月			
	令和4年12月			
	令和5年1月			
	令和5年2月			
	令和5年3月			
	小計			
5	令和5年4月			
	令和5年5月			
	令和5年6月			
	令和5年7月			
	令和5年8月			
	令和5年9月			
	令和5年10月			
	令和5年11月			
	令和5年12月			
	令和6年1月			
	令和6年2月			
	令和6年3月			
	小計			
6	令和6年4月			
	令和6年5月			
	令和6年6月			
	令和6年7月			
	令和6年8月			
	令和6年9月			
	令和6年10月			
	令和6年11月			
	令和6年12月			
	令和7年1月			
	令和7年2月			
	令和7年3月			
	小計			
7	令和7年4月			
	令和7年5月			
	令和7年6月			
	令和7年7月			
	令和7年8月			
	令和7年9月			
	令和7年10月			
	令和7年11月			
	令和7年12月			
	令和8年1月			
	令和8年2月			
	令和8年3月			
	小計			
8	令和8年4月			
	令和8年5月			
	令和8年6月			
	令和8年7月			
	令和8年8月			
	令和8年9月			
	令和8年10月			
	令和8年11月			
	令和8年12月			
	小計			
合 計				

別紙 2

ソフトウェア一覧表

項 目	内容

セキュリティ基盤環境構築業務、ソフトウェア賃借業務、 運用保守業務に係る提案書作成のための仕様書

1. 提出物及び部数について

(1) 提出物

- ・ 提案書

別添「セキュリティ基盤環境構築業務、ソフトウェア賃借業務及び運用保守業務に係る業務仕様書」に基づき、事業のための提案を記載したもの

(2) 提出部数

6部

2. 提出物の記載方法、書式等

別添「提案書作成要領」のとおり

セキュリティ基盤環境構築業務、ソフトウェア賃借及び運用保守業務仕様書

第1 セキュリティ基盤環境構築業務、ソフトウェア賃借及び運用保守業務の概要

1. 事業概要

京都府では、インターネットが利用可能な行政事務支援のネットワークと、重要な情報を扱うL G W A N系等のネットワークを分離するため、アプリケーション仮想化及びデスクトップ仮想化技術を利用したセキュリティ基盤を整備しているところであるが、現行機器等の保守期限が満了することから、当該環境を更新するものである。

2. 整備方針

(1) 整備するシステムの構成

「第2 要求仕様1 (1) ① 構成」に示すとおり

(2) 整備するシステムの概要・実現機能

「第2 要求仕様1 (1) ② 実現機能」に示すとおり

(3) 業務期間

(構築業務委託業務)

契約日 ～ 令和3年12月31日

(ソフトウェア賃借・運用保守業務)

令和4年1月1日 ～ 令和8年12月31日

(4) 整備するサーバ基盤の設置場所

京都市内データセンター

第2 要求仕様

1. システムの導入

(1) 基本要件

① 構成

- ・ 本調達は、京都府が別途契約する仮想プライベートクラウドサービス提供者（以下、IaaS 業者という。）が提供する基盤に、必要となる仮想マシンをそれぞれ構築することにより、整備することを基本とする。
- ・ 下記については、IaaS 業者が提供するものとする。
 - ア 物理サーバ・ストレージ・ネットワーク機器等のハードウェア
 - イ ホスト OS 及び仮想化ソフトウェア（ハイパーバイザー）
 - ウ 仮想マシン上にインストールするゲスト OS のライセンス(本仕様書に記載するサーバ OS のみ)
- ・ バックアップについては、IaaS 業者が下記によりサービスとして提供する予定のため、本サービスを利用する場合は、別途対応する必要はないが、下記サービスが利用不可の場合、または利用しない場合は、受託業者において、バックアップソフトを導入の上、必要な対応を実施すること、
- ・ 上記以外のゲスト OS 上に導入するソフトウェア及び付随的な機器については、委託業者で用意すること。また、各サーバについて、ウイルス対策ソフトウェアを導入すること。
- ・ 本仕様書では現行環境において「XenApp」で構築している SBC 環境を「アプリケーション仮想化サーバ」、「XenDesktop」で構築している VDI 環境を「デスクトップ仮想化サーバ」と呼称する。
- ・ ネットワークセグメントの概要図は別紙のとおりであるので、参考にすること。
- ・ 構築する仮想マシンについては、下記「システム構成」表に示す構成、リソースを割り当てることを想定している。なお、現行環境を参考にして想定した構成であり、本仕様と異なる構成、リソースによる提案も可とするが、京都府と IaaS 業者間の契約内容に影響することから、京都府と協議の上、構成する仮想サーバは下記の「割り当て最大（想定）」の項目の範囲内で必要最低限の台数及びリソース割当とすること。
- ・ 構築する仮想マシンに割り当てる CPU、メモリ及びディスク容量に係るリソースの組合せについては、下記「リソース提供組合せ（CPU 及びメモリ）」「リソース提供（ディスク容量）」から選択すること。なお、「リソース提供組合せ（CPU 及びメモ

り)」と「リソース提供（ディスク容量）」の組み合わせに制限はない。

<システム構成>

仮想マシン等	マシン数	コア数 (全マシン数分)	メモリ (全マシン数分)	ディスク容量 (全マシン数分)
アプリケーション仮想化サーバ(個別システム用)	3	24 コア	84GB	672GB
アプリケーション仮想化サーバ (LGWAN 系)	3	24 コア	84GB	672GB
デスクトップ仮想化サーバクライアントOS (LGWAN 系)	100	100 コア	350GB	3200GB
ファイルサーバ (マイナンバー系)	1	8 コア	28GB	224GB
その他 (認証サーバ、接続管理用サーバ、ユーザプロフィール用ファイルサーバ等)	必要数	必要数	必要数	必要数
割り当て最大 (想定)		220 コア	750GB	15000GB

<リソース提供組合せ (CPU 及びメモリ) >

NO	CPU (コア)	メモリ (GB)	NO	CPU (コア)	メモリ (GB)	NO	CPU (コア)	メモリ (GB)
1	1	3.5	7	4	28	13	16	32
2	2	7	8	8	56	14	32	64
3	4	14	9	16	112	15	48	96
4	8	28	10	2	4	16	64	128
5	16	56	11	4	8	17	72	144
6	2	14	12	8	16			

<リソース提供 (ディスク容量) >

NO	ディスク容量 (GB)	NO	ディスク容量 (GB)
1	32	5	512
2	64	6	1024
3	128		
4	256		

※ ディスク容量が 1,024GB を上回る場合は、上記の No. 1～No. 6 のサービスを組みあわせること。(例 1.5TB の容量が必要な場合、No. 5+No. 6 で提案すること)

② 実現機能

アプリケーション仮想化サーバ、デスクトップ仮想化サーバ、ファイルサーバ等を IaaS 業者が提供する基盤上に構築し、下記に示す機能をそれぞれ提供すること。

a) アプリケーション仮想化サーバ/デスクトップ仮想化サーバ共通

- ・ 行政事務支援端末にデータが残らないように、端末とサーバ上で起動するアプリケーション等の実行環境との間は、画面の差分と操作情報のみを送信する画面転送型であること。
- ・ 端末とサーバ上で起動するアプリケーション等の実行環境との間の通信については、RC5（128bit）、SSL 等の暗号化で保護できること。
- ・ 通信に利用するネットワークのポートは特定の限定されたポートであること。
- ・ 画面転送のプロトコルについて、狭帯域（平均 100kbps 以下）でも、快適なレスポンスを提供できること。
- ・ ユーザには許可されたプリンタのみが表示され、不要なプリンタは表示されないこと。
- ・ 行政事務支援システムの認証環境で利用しているユーザ名と同一のユーザ ID を保持し、本仮想化サーバへの認証を実施可能であること。また、グループ名、ユーザ名を参照して、利用可能なアプリケーションを制御できること。
- ・ 複数台のサーバで構成されたアプリケーション等の実行環境の設定を一元管理できること。また、接続中のユーザセッションを管理者が一元的に参照できること。
- ・ 複数のノードで構成することで、冗長化を行うことが可能であること。
- ・ ネットワーク接続が切れた際に表示画面が保持される機能を有すること。また、自動で再接続ができる機能を有すること。

a) アプリケーション仮想化サーバ（個別システム用及び LGWAN 系）

- ・ 京都府の行政事務支援端末（PC）から、本アプリケーション仮想化サーバの環境にログインした上で、本サーバ上で起動しているアプリケーションもしくはデスクトップから、既存クライアント環境とほぼ相違なく、センシティブな情報を取り扱う個別システムや LGWAN 系ネットワーク上にある各システムを利用できるようにすること。
- ・ 下記の端末数で利用可能であること。

	利用システム	利用端末数	同時利用数（最大）
個別システム用	人事システム等	100 台	50 人が同時に利用
LGWAN 系	LGWAN-ASP/国府省システム	400 台	100 人が同時に利用

b) デスクトップ仮想化サーバ（LGWAN 系）

- ・ 京都府の行政事務支援端末（PC）から、本デスクトップ仮想化サーバの仮想マシンにログインした上で、既存のクライアント環境とほぼ相違なくデスクトップ環境を実現すること。
- ・ 仮想マシンを 100 台構築し、旧環境のデスクトップ仮想化基盤で利用しているシステムに対応したクライアント OS をインストールすること。なお、旧環境のデスクトップ仮想化基盤で利用しているシステムを本業務で整備する仮想クライアント OS へインストールする作業及び動作確認等は京都府が実施するものとする。

利用システム	利用ユーザ（端末）数	同時利用数（最大）
LGWAN-ASP/国府省システム	100 人	50 人が同時に利用

※なお、既存システムの集約化を検討しており、最大構築台数が減少する可能性がある。構築台数が減少する場合、減額変更契約に応じること。

c) ファイルサーバ

- ・ マイナンバー系ネットワークのドメインで利用可能な、ファイルサーバの機能を提供すること。

d) その他のサーバ

- ・ その他、必要に応じて本仕様を満たすための機能を備えたサーバ（認証サーバ、接続管理用サーバ、ユーザプロファイル用ファイルサーバ等）を構築すること。

③ 整備に当たっての留意点

- ・ 旧環境から今回整備する環境への移行にあたり、旧環境の運用業者と移行、設定内容等の各事項について、必要に応じて調整を実施すること。

- ・ デスクトップ仮想化サーバについては、デスクトップ上で利用するソフトウェア（例：LGWAN・ASP/国府省システム用の独自ソフトウェア）のインストールについては京都府が実施するが、京都府から、受託業者がインストールしたソフトウェアや設定内容等について問い合わせがあった場合は、必要な対応等を行うこと。

④ 性能の確保

導入する各ソフトウェア及びプログラム等の安定した稼働を可能とし、業務の影響（ハングアップ、レスポンス低下等の発生等）を生じさせないように、適切なサイジングを実施すること。

⑤ 信頼性の確保

- ・ 本仕様書に定める障害対応の要件を満たすこと。
- ・ 府と調整の上、アプリケーション仮想化サーバについて、冗長構成とするなど、信頼性を高めた構成とすること。

⑥ 安全性の確保

- ・ 受託業者が導入するソフトウェア等については、導入時において、最新のセキュリティパッチを適用すること。
- ・ 導入にあたって、ウイルス検査を実施するなど、セキュリティ上の問題がないことを確認すること。

(2) システム導入に係る作業内容

受託業者は、今回導入するシステムにおいて、必要な機能の利用が行えるよう、以下に示す各項目をはじめとする必要な作業を行うこと。

また、各作業については、特に指定のない場合は受託業者の自社屋内等で行い、現地での作業時間を極力短くすること。ただし、現地での作業についてやむを得ないものと判断されるもので、京都府の指示又は承認を受けたものはこの限りでない。

なお、設定作業等の実施にあたっては、京都府のほか、関係業者と十分な調整を行うこと。

① 設定作業

各サーバ等についての必要な作業の概要は、以下のとおりである。詳細については、導入開始までに内容を協議した上で、京都府の指示に従って作業すること。

a) 概要

各サーバ等を、要求仕様に従って動作することが可能な様にする。

なお、これらの実現に必要な、1) 設計、移行計画の立案、2) 導入準備、3) 各種設定、4) 動作確認、5) テストの各作業については、すべて委託範囲とする。

b) 初期設定作業

- ・ IaaS 業者が作成した仮想マシンに対し、必要なドライバ等をインストールし、ネットワークの各種設定など、動作に必要な各種初期設定を行うこと。
- ・ IaaS 業者が作成する仮想マシンの台数及びリソース等については、府と IaaS 業者間の契約内容に影響するため、事前に府と調整すること。

c) サーバ等機能設定作業

- ・ 各サーバの実現機能に応じて、必要なソフトウェアをインストールするとともに、システムの動作に必要な各種設定を行うこと。
- ・ ウイルス対策ソフトウェア等の導入と設定を行うこと。

d) 動作確認作業

インストールを行ったソフトウェアが正常に動作することを確認するとともに、ネットワーク機能の動作確認を行うこと。

e) 留意事項

- ・ インストール等作業に必要な機器がある場合は、受託業者で用意すること。
- ・ 移行時に一時的に必要な機器等がある場合は、受託業者で準備すること。

② アプリケーション仮想化サーバ等の構築作業

- ・ 本運用サーバとして、認証サーバや接続管理用サーバ、アプリケーション仮想化機能を提供するサーバ等、本仕様に定める機能を満たすための各サーバを、IaaS 基盤上に構築すること。

③ テスト作業

- ・ 試験計画書を作成し、本府の承認を受けた上で、機能、性能、セキュリティ面、信頼性について、本仕様書に記載した要件を満たしており、利用可能な状態が保たれているか、テストを実施すること。
- ・ テスト作業実施後、試験結果報告書を作成、報告し、本府あて提出すること。

(3) システム導入作業に係る留意事項

① 業務体制に係る要件

- ・ システム導入作業に際しては、プロジェクトマネジメントの経験、アプリケーション仮想化サーバ、デスクトップ仮想化サーバを構築した経験を有する人材を配置するなど、必要な業務体制の構築を行うこと。

② ドキュメントの提出

- ・ 4.運用業務仕様に記載するマニュアル、各種設定情報を記載したドキュメントについて、京都府あて提出すること。

③ 機器等の取扱注意

設定作業等に伴う機器の取扱には、十分注意すること。なお、障害が発生した場合には、受託業者の責任において、従前の機能を確保すること。

④ 廃棄物の処理

作業等に伴い発生する廃棄物は、受託業者において処分を行うこと。

⑤ その他

上記のほか、京都府から本導入作業について、別途指示があった場合は、対応すること。

2. 導入ソフトウェアの仕様

(1) 基本要件

- ・ 各ソフトウェアは、いずれも新規に調達するものであること。
- ・ 各ソフトウェアは、いずれも契約期間中において、セキュリティパッチ、脆弱性対策に係る技術情報等のサポートが受けられること。また、アプリケーション仮想化及びデスクト

ップ仮想化を実現するためのソフトウェアについては、問題発生時に、ソフトウェアメーカーによる、問題の原因の分析、対応等のテクニカルサポートが受けられること。

- ・ 各ソフトウェアは、納入時点で最新かつ動作保証されたものを導入すること。
- ・ 各ソフトウェアには、必要なマニュアルが添付されること。
- ・ インストール用のメディアを導入する必要があるソフトウェアについては各ソフトウェアに最低1つ以上用意すること。
- ・ (2) 導入ソフトウェアの内訳に記載するソフトウェアについては、同等品も可とするが、同等品を導入した場合において、本仕様書において要求する仕様を満たすために改修が必要になる場合は、期限までに必要な改修を実施すること。
- ・ IaaS 業者で提供可能なサーバ OS は下表のとおりであるが、基本的には「Windows Server 2019」によりサーバの構築を行うこと。

Windows	CentOS	Red Hat Enterprise Linux
Windows Server 2012R2	CentOS 7.x	Red Hat Enterprise Linux 7.x
Windows Server 2016	CentOS 8.x	Red Hat Enterprise Linux 8.x
Windows Server 2019		

- ・ デスクトップ仮想化サーバ用のクライアント OS については、IaaS 業者からは提供されないため、デスクトップ仮想化サーバ上に構築する仮想クライアント OS の利用に必要なライセンスを調達すること。なお、現行のデスクトップ仮想化サーバを利用しているシステムの対応 OS の関係で基本的には「Windows10」による構築を想定しているが、今後の OS サポート期間が満了した際にも次期バージョンへの更新が可能なライセンスとすること。
- ・ 導入するサーバ OS 及びクライアント OS については、府と調整の上、受託業者の負担において別の OS を導入することも妨げないが、本仕様書において要求する仕様を満たすために改修が必要になる場合は、期限までに必要な改修を実施すること。

(2) 導入ソフトウェアの内訳

① アプリケーション仮想化サーバ用

ソフトウェア名	個数
Citrix Virtual Apps and Desktops等、本仕様に定める利用ユーザの条件において利用可能なアプリケーション仮想化を実現するためのソフトウェア及びライセンス	必要数
Windows Remote Desktop Service 2019 Device CAL	500
データベースソフトウェア等、本仕様書中に示した要求仕様を実現するために必要な全てのソフトウェア	必要数

② デスクトップ仮想化サーバ用

ソフトウェア名	個数
Citrix Virtual Apps and Desktops等、デスクトップ仮想化を実現するためのソフトウェア	必要数
Windows VDA等、クライアントOSインストール及び仮想デスクトップへのアクセスに必要なライセンス	必要数
データベースソフトウェア等、本仕様書中に示した要求仕様を実現するために必要な全てのソフトウェア	必要数

※ なお、既存システムの集約化を検討しており、最大構築台数が減少する可能性がある。構築台数が減少する場合、調達ライセンスの減少に係る減額変更契約に応じること。

3. 保守管理仕様

(1) 基本要件

① 保守管理体制等

- ・ 「(2)保守管理の内容」を満たすために必要な体制をとること。
- ・ 保守管理体制を明確にし、責任者を定めること。
- ・ 保守管理業務の実施に当たっては、京都府及びデジタル基盤ネットワークの運用業者等の関係業者と必要な調整を行い、適切かつ迅速な保守管理業務の遂行に努めること。
- ・ 保守作業に当たっては、システム管理者又はユーザが作成・管理している文書ファイル等のデータが漏洩しないよう注意すること。

② 保守管理区分

- ・ 受託業者は、構築したサーバ等を利用している間において、下記保守管理区分表に基づき保守管理を行うこと。
- ・ 京都府が提供する開発プログラム及び他システムプログラムに関する保守管理は含まない。

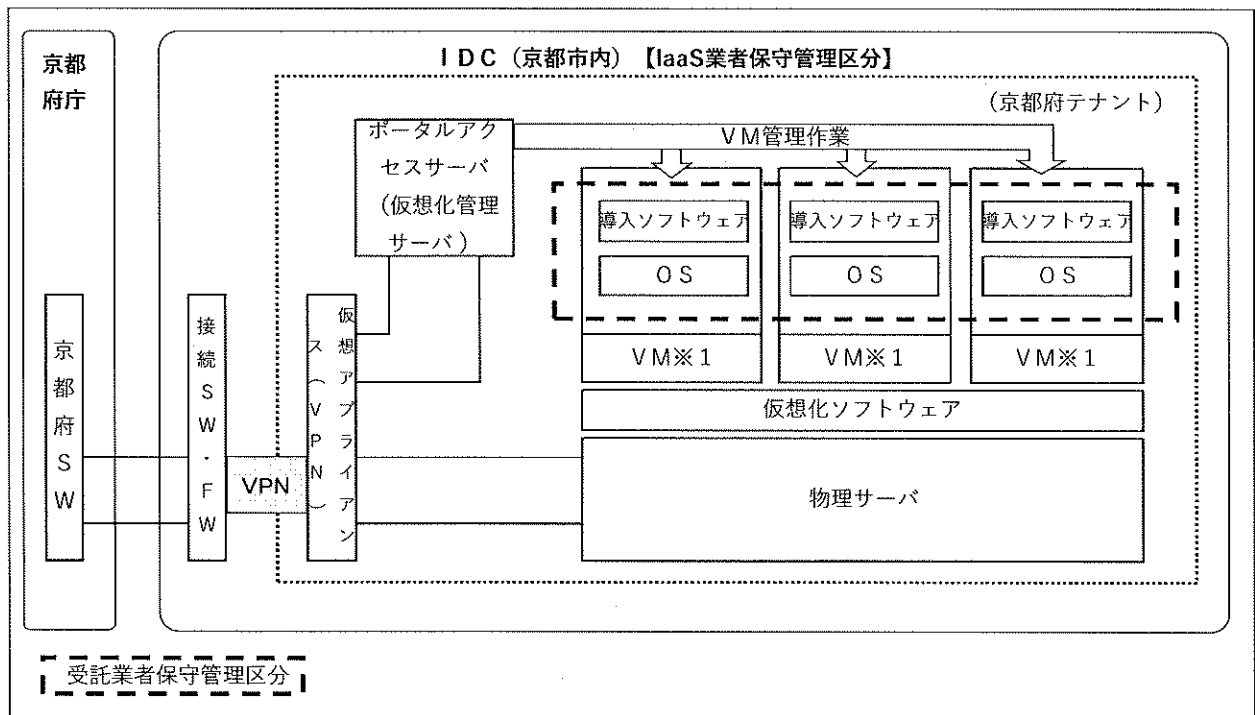
＜保守管理区分表＞

		機器
ハードウェア保守		●
ソフトウェア保守	調達ソフトウェア	○
	本業務において構築したアプリケーション仮想化サーバ等	○
	他システムプログラム	●

- 受託業者において保守管理を行うもの
 ● 京都府又は既受託業者において保守管理を行うもの

③ 保守管理分界点

- ・ 受託業者が納入したサーバ等の保守分界点は次図のとおりとする。



- ・ 外部からのリモートアクセスはセキュリティ上認めていないため、構築・保守作業は IDC 現地で行うものとする。
- ・ VM の作成・削除、CPU・メモリ・ストレージのリソース追加・変更・削除、及び仮想 NIC の設定作業など、ポータルアクセスサーバ（仮想化管理サーバ）上で行う作業については IaaS 業者保守管理区分（必要に応じて府経由で依頼）とし、必要がある場合は、京都府を経由して IaaS 業者へ設定変更等の作業依頼を行うこと。
- ・ 各仮想マシンにログインして行う作業については、京都府が端末を用意するので、当該端末を IDC の京都府が指定する機器に接続して作業すること。

④ 保守管理期間

令和 4 年 1 月 1 日 ～ 令和 8 年 12 月 31 日

(2) 保守管理の内容

① 対応時間

- ・ 月曜日から金曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除く。）の 8 時 30 分から 17 時 15 分までの間に、連絡を受けた障害については全て対応すること。
- ・ 上記の時間以外に発生した障害についても、業務の遂行に重大な影響を及ぼす場合であって、京都府と調整の結果、必要と判断される場合については、対応を行うこと。

② 障害対応

- ・ 受託業者が納入したソフト（本業務において構築したアプリケーション仮想化サーバ等の各サーバを含む）において障害が発生した場合は、障害を検知してから、2 時間以内に設置場所に駆けつけ、作業を開始すること。
- ・ 連絡を受けてから、5 時間以内に復旧できることを目標として、設定修正等の必要な措置を実施すること。
- ・ 障害により、ソフトウェアやデータが破損した場合、バックアップデータ等により、速やかに復旧を行うこと。また、必要に応じて、本システムの再セットアップを実施すること。
- ・ 障害については、京都府等から連絡することとするが、上記の対応時間において、受付及び障害復旧に向けた手配が可能なコールセンタ（連絡先）を用意すること。また、異常検知やアラートをメールで通知する等の方法により、サーバ等の機器や仮想

マシンの異常を検知できるように設定を行うこと。

③ ソフトのライセンス及びバージョン管理

- ・ 納入ソフトのバージョン管理を行うこと。
- ・ 納入ソフトについてバージョンアップがあった場合には、速やかに京都府に報告するとともに、無償バージョンアップソフトについては速やかに京都府に提供すること。
- ・ 関係するライセンス体系の変更があった場合は、速やかに京都府に報告すること。

④ 不具合発生時の切り分け作業

- ・ 本基盤において不具合が発生した場合において、関係業者から原因切り分け等の協力を求められたときは、必ず必要な協力を行うこと。

⑤ 報告

- ・ 保守管理業務を行ったときは、その都度京都府に対して実績報告書を提出すること。
- ・ 特に障害対応作業完了後は、障害に係る履歴を記録管理し、その状況、原因、復旧方法、再発防止策について京都府に報告すること。

4. 運用業務仕様

(1) 基本要件

① 業務概要

本基盤が提供するサービス水準を維持するための運用業務を実施すること。

② 業務を行う期間

本仕様書による運用業務委託期間は、令和4年1月1日から令和8年12月31日までとする。

③ 運用業務の対応時間

受託業者は、月曜日から金曜日まで（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）の8時30分から17時15分までの間に京都府から連絡を受けた案件については、すべて対応を行うこと。

④ 運用業務の対象

今回納入するソフトウェア及び構築したシステムとする。

⑤ 担当責任者の選任及び体制

業務を効率的に実施するために、担当責任者を定めること。

担当責任者は、京都府及び関係業者等から随時連絡がとれること。なお、今回の運用業務の遂行にあたって、受託業者は電話やメール等での対応窓口を設けて、全体の運用に必要な知識を備えた者が対応できる体制をとること。

⑥ 使用機器、材料の負担区分

受託業者は運用業務を行うに当たり、京都府が既に調達・利用している運用用物品（ハードウェア及びソフトウェア）を使用できるものとし、それ以外の運用用物品（トラブル対応として備蓄する代替機を含む。）を必要とする場合は受託業者において用意すること。

(2) 業務内容等

① ドキュメント等の作成・管理

- ・ 本業務に係るマニュアル、構築システムに係る設定情報等、日常運用に係るドキュメントを作成し、適切に管理するとともに、必要な改善・更新を行うこと。
- ・ 本運用開始後、新規でマニュアル等を作成する必要が発生した場合は、必要なドキュメントの作成を行うとともに、必要に応じて、府に対して説明を実施すること。
- ・ 構築した各サーバについての操作説明書、障害時の緊急対応方法についてのドキュメントを作成し、管理すること。
- ・ 人事異動に伴う各サーバのユーザの変更、新たに利用する個別システムが増えた時の設定作業及びテスト作業、本システムが運用開始後に発生すると見込まれる日常運用業務についてのマニュアル等のドキュメントを作成し、管理すること。
- ・ 上記のほか、日常運用に係るドキュメントは受託業者が必要と認められるもの、府から別途作成を求められたものについても、対応を行うこと。

② 運用支援

- ・ 府からシステム等の不具合について問い合わせがあった場合、不具合に対する原因究

明、問い合わせの回答等の対応を行うこと。（月 2 ～3 回程度）

- ・ 新たに、アプリケーション仮想化サーバを利用するシステムが発生した場合、及び既にアプリケーション仮想化サーバを利用しているシステムを更新・移行する場合などで、打ち合わせへの参加等、技術面での支援を求められた場合、対応を行うこと。

（年 1 回程度）

- ・ 上記に示した回数は目安であり、記載した数字より多い回数の業務が発生した場合についても、本業務の業務範囲として実施すること。
- ・ また、令和 3 年度中にアプリケーション仮想化サーバを利用するシステムが搭載されている仮想化基盤を別の基盤環境へ移行することが予定されているため、接続先の変更が生じる場合など、システムの運用業者もしくは府と調整の上、必要な対応を行うこと。

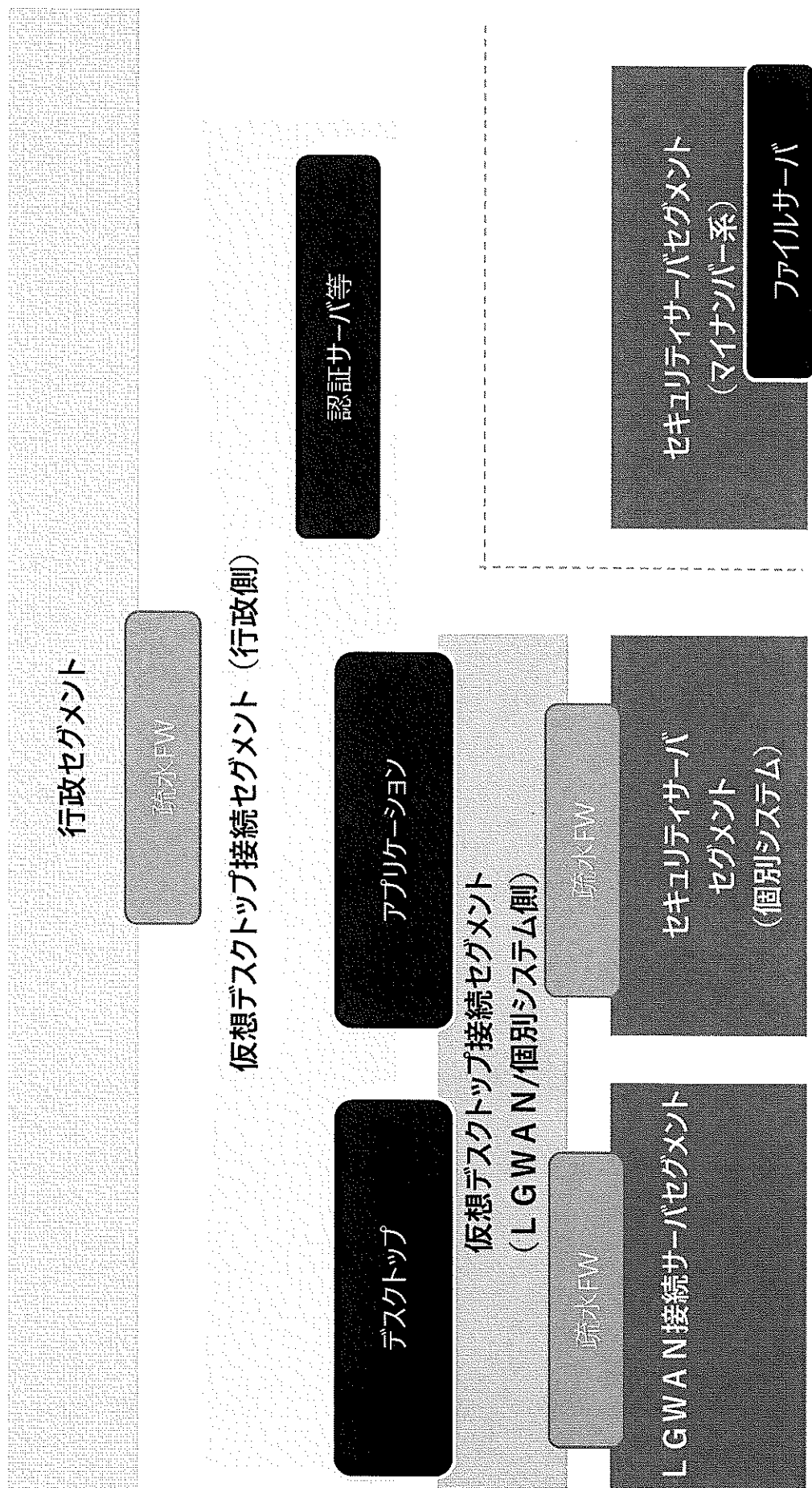
(3) 報告書等の提出

受託業者は、作業を行ったときはその都度、報告書を作成するとともに、作業概要について取りまとめ、作業に関連する資料等を、京都府に納品するものとする。なお、納品物は原則電子ファイルも可とするが、京都府からの求めがあった場合は、書面による提出にも応ずること。

(4) その他

- ・ 運用業務の遂行に当たっては、関係規程を遵守すること。
- ・ 受託業者は、運用業務に当たって知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。
- ・ 受託業者は、運用業務に当たって、事故が発生しない様安全に十分注意するものとする。
- ・ 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義が生じたときは、京都府と受託業者が協議してこれを定める。

セキュリティ基盤に係るネットワーク構成（案）



提案書作成要領

1 提案書

セキュリティ基盤環境構築業務、ソフトウェア賃借業務及び運用保守業務に係る業務仕様書の第1「業務の概要」及び第2「要求仕様」の内容に対応して、以下の項目について企画提案を行うこと。

(1) システム導入

ア 導入作業

- ・導入作業体制図を示すこと。また、導入作業を実施する者の業務経験等について明記すること。
- ・必要な作業とその内容について、その作業項目ごとに示すこと。

イ サーバ構成

- ・構築する各サーバの構成イメージ図を示すこと。

ウ 導入ソフトウェア仕様

- ・仕様書に示す実現機能の各項目について、仕様を満たしていることが分かる様に、導入ソフトウェアの仕様内容を示すこと。

エ 導入スケジュール

- ・サーバ基盤の整備が完了し、旧環境からの移行作業が可能となる時期について、確実かつ最短のスケジュールを示すこと。

(2) 保守管理について

ア 保守管理体制

- ・保守管理体制図を示すこと。
- ・現地到着までに要する時間を示すこと。

イ 保守業務内容

- ・仕様書に示す各項目について、仕様を満たしていることが分かる様に、保守業務の内容を示すこと。
- ・障害発生時の保守体制を示すこと。
- ・障害復旧見込み時間と実現のために講じる対策を示すこと。

(3) 運用支援業務内容について

ア 運用支援業務体制

- ・運用支援業務体制図を示すこと。

イ 運用支援業務内容

- ・仕様書に示す各項目について、仕様を満たしていることが分かる様に、運用支援業務の内容を示すこと。

(4) その他

特に留意すべき事項、提案事項等があれば示すこと。

2 書式等

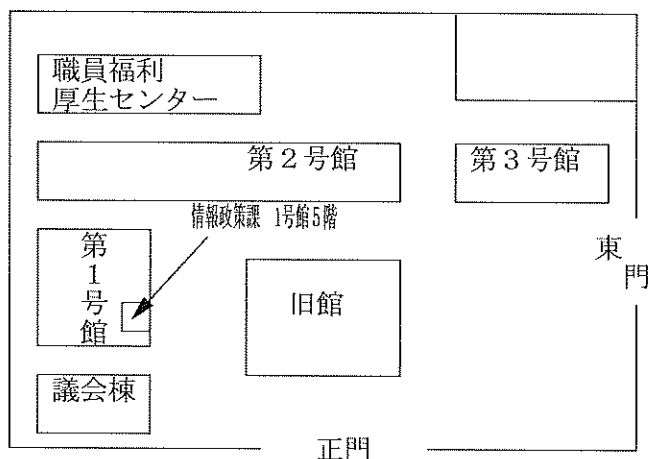
- ・作成サイズはA4判とする。
- ・提出部数は6部とする。
- ・提案書は綴じずに、クリップ等でまとめたかたちで提出すること。
- ・ページ数については自由とする。

質問・回答について

1 業務仕様書に係る質問書について

(1) 業務仕様書に係る質問書の提出

- ① 対 象 「セキュリティ基盤環境構築業務、ソフトウェア賃借業務及び運用保守業務に係る業務仕様書」
- ② 提出期間 令和3年9月17日（金）から令和3年9月27日（月）まで
（午前9時から午後5時まで）
- ③ 提出方法 持参、Eメール又は郵送（いずれも期限必着）による提出
- ④ 提出場所 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町
京都府政策企画部情報政策課
電話番号 (075)414-5961
E-mail johoseisaku@pref.kyoto.lg.jp



- ⑤ 質問事項がない場合も、「なし」として提出してください。
- ⑥ 質問書は、別紙様式を使用してください。
- ⑦ 郵送又はEメールの場合は、念のため、郵送又はEメール送信した旨を電話連絡してください。

(2) 回答書の交付

- ① 日 時 令和3年10月1日（金）
- ② 交付手段 京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」への掲示による
(<https://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>)

(3) 質問書及び回答書の扱い

- ① 回答書は、業務仕様書の一部となります。
- ② 質問書の提出又は回答書の交付に応じない場合であっても、業務仕様書の内容について、すべて承知したものとして入札を行います。

業務仕様書に係る質問書

日 付 令和3年 月 日

質問者

連絡先

ページ	行	項 目	質 問 内 容

入札時の経費積算にあたっての留意事項について

○賃借期間等について

- 1 賃借業務、運用保守業務に係る委託料等の経常経費は令和4年1月1日～令和8年12月31日で積算をすること
- 2 ソフトウェア賃借業務については、5年リース換算で見積もること。
- 3 導入委託料と機器賃借料、運用保守料については、各費目間での金額の調整を行う場合があるので、その場合は必ず対応すること。